



するする

て 白転車に乗りながら通託す

「スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

また、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供等に対して新たに罰則が整備されました。

<発行所> 佐野警察署 24-0110 関馬駐在所 65-0131

ライト4の推進!

日没が早まる10月以降は、「車と歩行者が衝突する交通事故」 が顕著に増加し、なかでも午後4時台から午後6時台に多発する傾 向があります。

そこで、栃木県警では、

「ライト4(フォー)運動」

と銘打ち、午後4時に前照灯を点灯する運動を実施しています。 交通事故防止のため、

日没前の午後4時からの前照灯の早めの点灯にご協力ください。





